

ミャンマー人 技能実習生

受け入れガイドブック

ミャンマー人技能実習生を
受け入れてみませんか？



技能実習生ミャンマー人材受け入れガイドブック

はじめに

現在、日本の在留外国人において、永住者に続いて多いのが「技能実習生」です。その数は増加傾向にあり、外国人と一緒に働く企業が年々増えてきています。外国人技能実習生を受け入れた企業からは、技能実習生たちの高い向上心により、日本人従業員も彼らから刺激を受けて社内が明るく活気づいた等といった声が多く、今後ますます広がりが見込まれる在留資格です。「ミャンマー人技能実習生受け入れガイドブック」では、監理団体および実習実施者の皆様に向けて、技能実習制度についての説明と、ミャンマー・ユニティが送り出すミャンマー人技能実習生についてご紹介いたします。

第1章 技能実習制度について

- ① 外国人技能実習制度の概要
- ② 技能実習生受け入れの方式
- ③ 技能実習の区分と在留資格
- ④ 技能実習生の要件
- ⑤ 技能実習生の入国から帰国までの流れ
- ⑥ 技能実習計画の認定
- ⑦ 実習実施者の届出・監理団体の許可
- ⑧ 「優良」な実習実施者・監理団体について
- ⑨ 技能実習生の人数枠
- ⑩ 養成講習の受講
- ⑪ 技能実習対象職種

第2章 ミャンマーの特徴

- ① ミャンマーの基本情報
- ② ミャンマー人技能実習生が注目される理由

第3章 ミャンマー・ユニティの特徴

- ① ミャンマー・ユニティが選ばれる理由
- ② 面接候補者のスクリーニング
- ③ UJLAC 日本語学校による日本語教育
- ④ UKWTC 介護学校による介護実技教育
- ⑤ 技能実習生受け入れの流れ

① 外国人技能実習制度の概要

外国人技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度が評価され、これを原型として1993年に制度化されたものです。

技能実習制度の目的・趣旨は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。

制度の目的・趣旨は1993年に技能実習制度が創設されて以来終始一貫している考え方であり、技能実習法には、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（法第3条第2項）と記されています。

技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。

期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

技能実習生



日本の企業や個人事業主で
出身国では修得が困難な技術等の
修得・習熟・熟達をする



**日本の技術・知識を
発展途上国に移転**



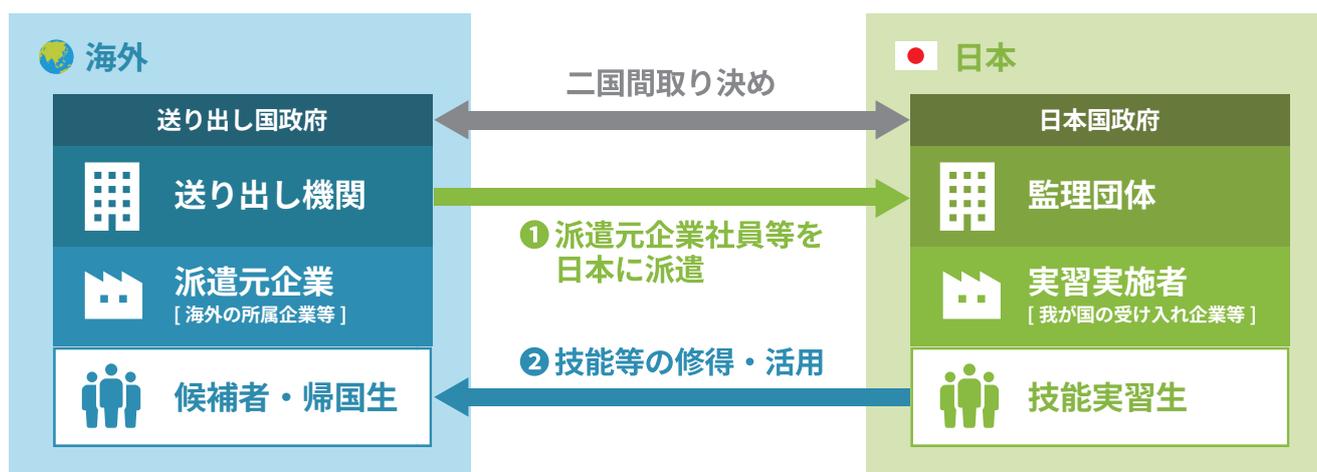
② 技能実習生受け入れの方式

技能実習生を受け入れる方式には、**団体監理型**と**企業単独型**の2つのタイプがあります。JITCO ホームページの情報によると、2018 年末の時点で、団体監理型が 97.2%、企業単独型が 2.8%となっており、**ほとんどの受け入れが団体監理型で行われています。**

技能実習生は入国後に、日本語教育や技能実習生の法的保護に必要な知識等についての講習を受けた後、日本の企業等（実習実施者）との雇用関係の下で、実践的な技能等の修得を図ります。（企業単独型の場合、講習の実施時期については入国直後でなくても可能です。）

団体監理型

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式



企業単独型

日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れ、技能実習を実施する方式



③ 技能実習の区分と在留資格

技能実習の区分は、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）の3つに分けられます。



第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験（2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技）に合格していることが必要です。

また、第2号技能実習もしくは第3号技能実習に移行が可能な職種・作業（移行対象職種・作業）は主務省令で定められています。

なお、第3号技能実習を実施できるのは、主務省令で定められた基準に適合していると認められた、優良な監理団体・実習実施者に限られます。

③ 技能実習生の要件

技能実習生の主な要件

- 18歳以上であること
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること
- 帰国後、修得した技能を必要とする業務に従事することが予定されていること
- 従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること、又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること
- 本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること
- 技能実習を過去に行ったことがないこと

第2号技能実習への移行要件

- 第1号技能実習と同一の実習実施機関で、同一の技能等についての業務を行うこと
- 基礎2級の技能検定（学科と実技）その他これに準ずる検定又は試験に合格していること
- 技能実習計画に基づき、さらに実践的な技能等を修得しようとするものであること

第3号技能実習への移行要件

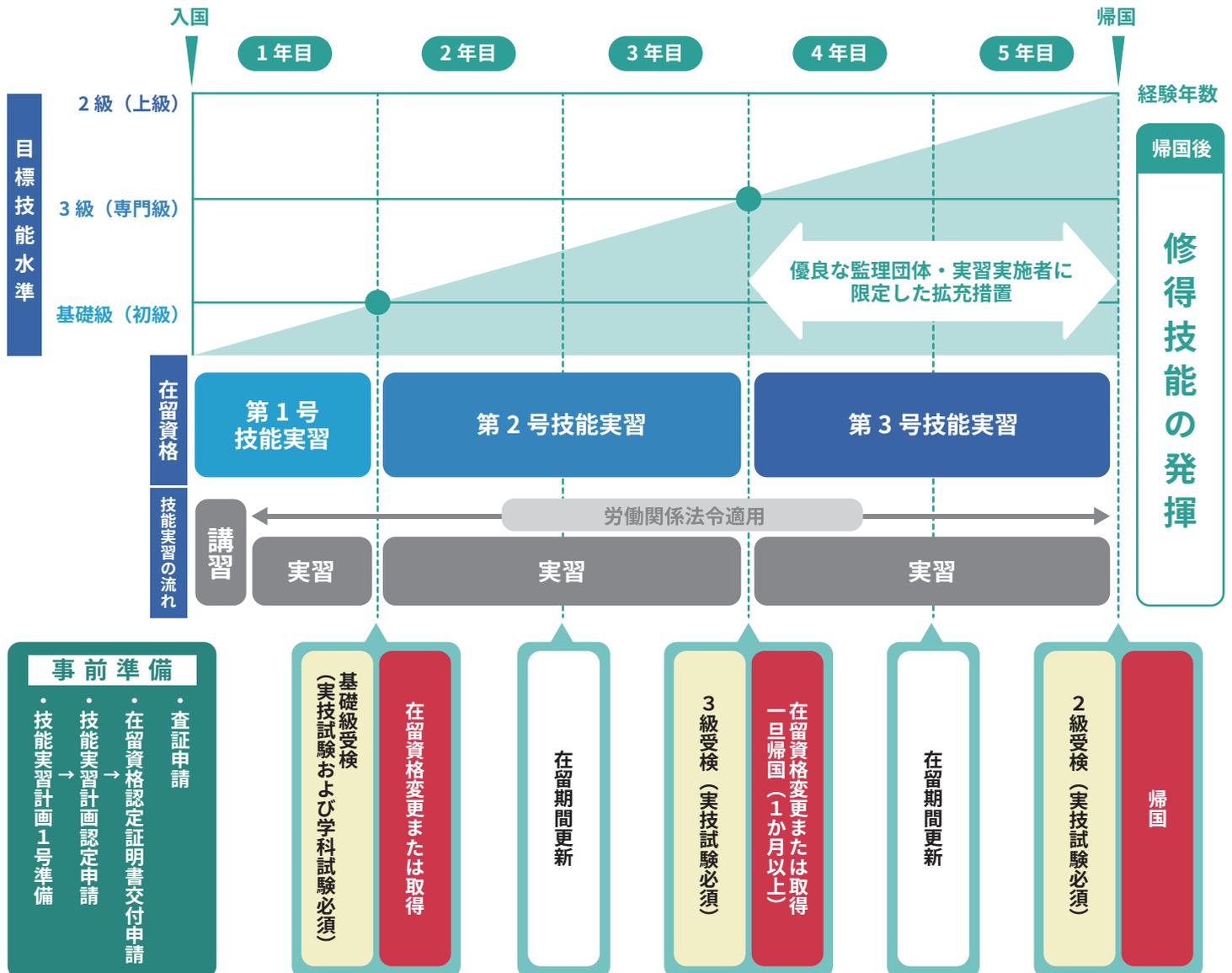
- 技能検定随時3級又は技能評価試験専門級に合格した者
- 法令で定められた基準に適合している「優良」な監理団体・実習実施者
- 過去に技能実習3号を利用したことがない
- 技能検定2級の受験義務※がある

※ 第3号技能実習計画では、技能検定2級（技能評価試験の上級）の実技試験への合格を目標としなければならないが、第3号技能実習修了時において、実技試験の受験が必須とされています。なお、学科試験は義務ではありませんが、受検することが推奨されます。

なお、技能実習生は第3号技能実習開始前もしくは第3号技能実習期間中に1か月以上1年未満の**一時帰国**をすることが技能実習法で定められています。

⑤ 技能実習生の入国から帰国までの流れ

技能実習法に基づく新制度における技能実習生の入国から帰国までの主な流れは下図のとおりとなります。



監理団体型で技能実習生を受け入れるには、外国人技能実習機構に対し監理団体の許可申請（初めて受け入れる場合）、技能実習計画の認定申請を、入国管理局に対し在留資格認定証明書交付申請を、順に行う必要があります。

⑥ 技能実習計画の認定

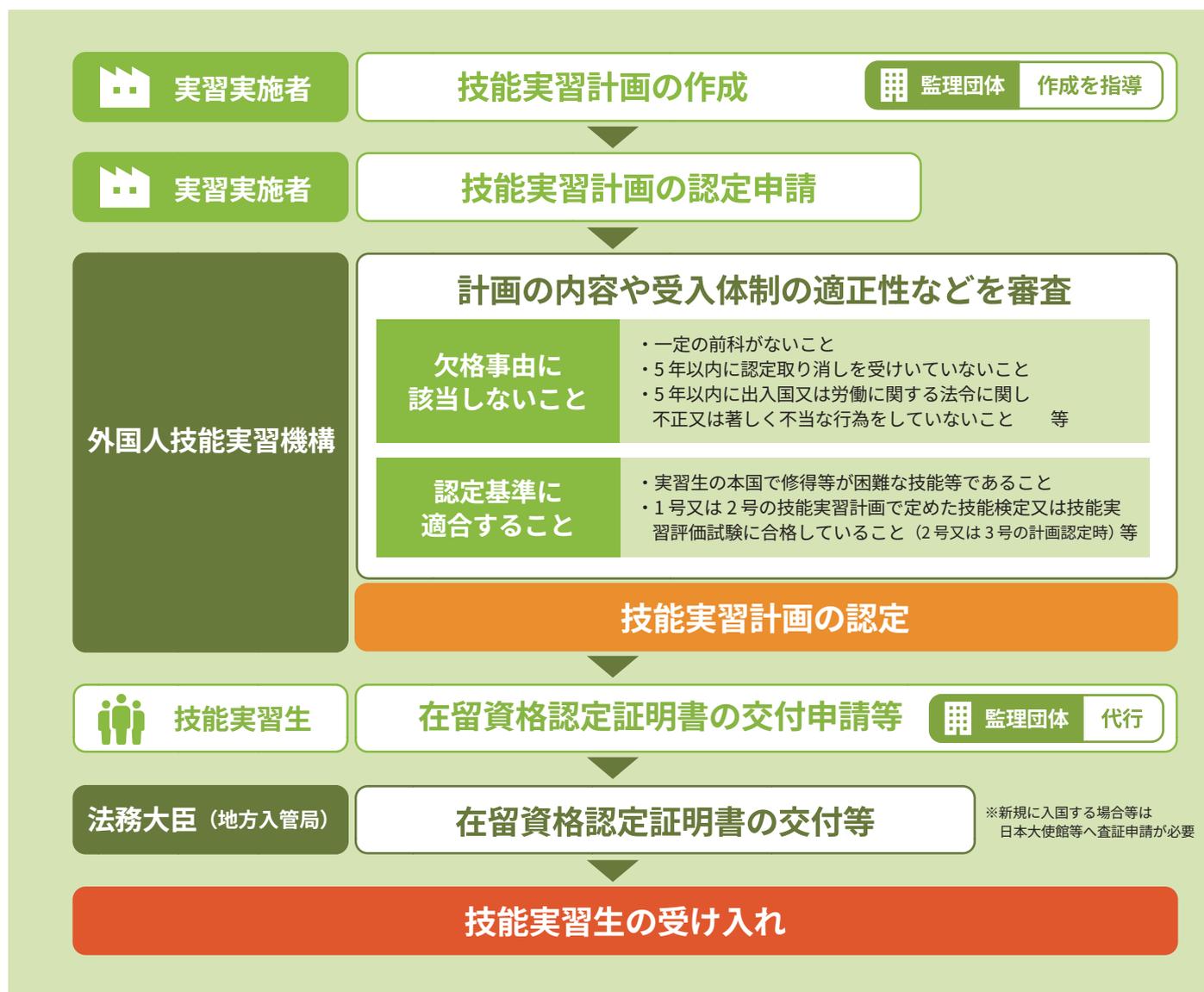
技能実習を行わせようとする者（実習実施者）は、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受ける必要があります。

技能実習計画の認定は、外国人技能実習機構が行います。

技能実習計画に記載しなければならない事項や申請の際の添付書類は、技能実習生ごとに、第1号、第2号、第3号のそれぞれの区分に応じて、認定を受けなければなりません。

なお、団体監理型の場合、実習実施者は技能実習計画の作成にあたり、実習監理を受ける監理団体の指導を受ける必要があります。

実習実施者は、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせなければなりません。仮に違反があった場合には、改善命令や認定の取消しの対象になります。



7 実習実施者の届出・監理団体の許可

実習実施者の届出

実習実施者は、技能実習を開始したときは、遅滞なく、開始した日その他主務省令で定める事項を届け出なければなりません。この届出は、外国人技能実習機構に行います。

監理団体の許可

監理事業を行おうとする者は、外国人技能実習機構へ監理団体の許可申請を行い、主務大臣の許可を受けなければなりません。

監理団体の許可には、**特定監理事業**と**一般監理事業**の2つの区分があります。特定監理事業の許可を受ければ第1号から第2号まで、一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号までの技能実習に係る監理事業を行うことができます。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号・技能実習2号	3年又は5年※
一般監理事業	技能実習1号・技能実習2号・技能実習3号	5年又は7年※

※ 前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

監理団体の主な許可基準（職種によって事業所管大臣の告示により許可基準が追加・変更される場合があります。）

① 営利を目的としない法人であること

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること

- Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は3か月に1回以上、監査は以下の方法による必要がある）
 - ア 技能実習の実施状況の实地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
- Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施
- Ⅲ 技能実習計画の作成指導
 - ・指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当
- Ⅳ 技能実習生からの相談対応
(技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施)

③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること

④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること

⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること

⑥ 基準を満たす外国の送出機関と、技能実習生の取次に係る契約を締結していること

⑦ ①～⑥のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

- 下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されません。
- ・監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示したうえで徴収すること（法第28条）
 - ・自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
 - ・適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）
- ※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければなりません。また、過去3年以内に監理責任者に対する養成講習を修了した者でなければなりません（2020年3月末までは経過措置あり）。

⑧ <一般監理事業の許可を申請する場合>優良要件に適合していること

⑧ 「優良」な実習実施者・監理団体について

団体監理型で第3号技能実習を行う場合は、**監理団体と実習実施者が共に「優良」**である必要があります。

「優良要件適合申告書」における合計得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することになります。

監理団体と実習実施者が共に「優良」であれば、第3号技能実習の受け入れが可能となり技能実習生の受け入れ期間が3年から5年に延びることのほかに、受け入れ人数枠の拡大ができるなどの拡充措置があります。

🏠 優良な実習実施者

実習実施者が第3号技能実習を行うには、外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請の際に「優良要件適合申告書（実習実施者）」を提出し、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合している実習実施者として、外国人技能実習機構から優良認定を受ける必要があります。

🏢 優良な監理団体

監理団体が第3号技能実習の実習監理を行うには、外国人技能実習機構への監理団体の許可申請の際に「優良要件適合申告書（監理団体）」を提出し、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たす監理団体として、主務大臣から「**一般監理事業**」の区分での団体許可を受ける必要があります。



⑨ 技能実習生の人数枠

実習実施者が受け入れる技能実習生については上限数が定められています。

【団体監理型の受け入れ人数枠】

実習実施者の 常勤職員総数	技能実習生の人数				
	基本人数枠 第1号（1年間）	第2号 （2年間）	優良基準適合者		
			第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
301人以上	常勤職員総数の 20分の1	基本人数枠の 2倍	基本人数枠の 2倍	基本人数枠の 4倍	基本人数枠の 6倍
201人～300人	15人				
101人～200人	10人				
51人～100人	6人				
41人～50人	5人				
31人～40人	4人				
30人以下	3人				

- 常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれません。
- 企業単独型、団体監理型ともに、下記の人数を超えることはできません。
1号実習生：常勤職員の総数 2号実習生：常勤職員の総数の2倍 3号実習生：常勤職員の総数の3倍
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められる人数になります。
例）介護職種→事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定

事業所の 常勤介護職員総数	【介護職種】技能実習生の人数			
	1号	全体（1号・2号）	優良な実習実施者	
			1号	全体（1号・2号3号）
1人	1人	1人	1人	1人
2人	1人	2人	2人	2人
3～10人	1人	3人	2人	3～10人
11～20人	2人	6人	4人	11～20人
21～30人	3人	9人	6人	21～30人
31～40人	4人	12人	8人	31～40人
41～50人	5人	15人	10人	41～50人
51～71人	6人	18人	12人	51～71人
72～100人	6人	18人	12人	72人
101～119人	10人	30人	20人	101～119人
120～200人	10人	30人	20人	120人
201～300人	15人	45人	30人	180人
301人以上	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

⑩ 養成講習の受講

技能実習法（2017年11月1日施行）では、監理団体における『監理責任者』および『指定外部役員』又は『外部監査人』、実習実施者における『技能実習責任者』については、いずれも3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した講習機関（以下「養成講習機関」）によって実施される講習（以下「養成講習」）を受講する必要があります。

また、監理団体の『監理責任者以外の監査を担当する職員』や、実習実施者における『技能実習指導員』及び『生活指導員』については、養成講習受講は義務ではありませんが、これらの者に対し3年ごとに養成講習を受講させることが、優良な監理団体又は優良な実習実施者と判断する要件の1つとなっており、受講が推奨されています。

すべての講習の最後に「理解度テスト」が実施され、合格点以上の取得で受講証明書が交付されます。

	養成講習の種類					
	監理責任者等講習			技能実習責任者講習	技能実習指導員講習	生活指導員講習
受講対象者の所属	監理団体			実習実施者		
受講対象者	監理責任者	指定外部役員・外部監査人	監理責任者以外の監査を担当する職員	技能実習責任者	技能実習指導員	生活指導員
受講義務		あり	-	あり	-	-
受講推奨（優良要件）	-	-	あり	-	あり	あり
講習時間（正味）	6時間			6時間	5.5時間	4.5時間
理解度テスト合格点	80点			70点	70点	70点

講義項目	養成講習の種類			
	監理責任者等講習	技能実習責任者講習	技能実習指導員講習	生活指導員講習
技能実習法	●	●	●	●
入国管理法	●	●	-	-
労働関係法令	●	●	●	●
監理団体としての職務遂行上の留意点	●	-	-	-
技能実習指導の行い方	-	●	●	-
労働災害防止・労働災害時対応	-	●	●	●
技能実習生との向き合い方	-	-	●	●
理解度テスト	●	●	●	●

① 技能実習の対象職種・作業 (1/2)

技能実習で行うことができるのは、以下の91職種167作業が対象となります。

※漁業関係の送り出しについては事前にお問い合わせください。

■ 農業関係

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農
林業	育林・素材生産作業

■ 漁業関係

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖

■ 食品製造関係

職種名	作業名	
缶詰巻締	缶詰巻締	
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
	牛豚精肉 商品製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	3号移行不可
そう菜製造業	そう菜加工	3号移行不可
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	

■ 建設関係

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系仕上げ工事
	鋼製地下工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工	押土・聖地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉	築炉

⑪ 技能実習の対象職種・作業 (2/2)

■ 繊維・衣服関係

職種名	作業名
紡績運転	前紡工程 3号移行不可
	精紡工程 3号移行不可
	巻糸工程 3号移行不可
	合ねん糸工程 3号移行不可
織布運転	準備工程 3号移行不可
	製織工程 3号移行不可
	仕上工程 3号移行不可
染色	糸侵染
	織物・ニット侵染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造	織じゅうたん製造 3号移行不可
	タフテッドカーペット製造 3号移行不可
	ニードルパンチカーペット製造 3号移行不可
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製	自動車シート縫製

■ 機械・金属関係 (1)

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	熔融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線制作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

■ 機械・金属関係 (2)

職種名	作業名
アルミニウム圧延・押出製品製	引抜加工
	仕上げ
金属熱処理業	全体熱処理
	表面熱処理 (浸炭・浸炭窒化・窒化)
	部分熱処理 (高周波熱処理・炎熱処理)

■ その他

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷 3号移行不可
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
陶磁器工業製品製造	段ボール箱製造
	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	パッド印刷
自動車整備	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護	介護
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ 3号移行不可
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造
宿泊	接客・衛生管理 3号移行不可
RPF 製造	RPF 製造
鉄道施設保守整備	起動保守整備作業
ゴム製品製造	成形加工作業 3号移行不可
	押し出し加工作業 3号移行不可
	混練り圧延加工作業 3号移行不可
	複合積層加工作業 3号移行不可
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装
	空気装置検修・解ぎ装
木材加工	機械製材

■ 社内検定型の職種・作業

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃 3号移行不可
ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス

① ミャンマーの基本情報

ミャンマーは、東南アジアインドシナ半島西部に位置する共和制国家です。南西はベンガル湾、南はアンダマン海に面し、南東はタイ、東はラオス、北東と北は中国、北西はインド、西はバングラデシュと国境を接する地に位置します。2011年にテイン・セイン大統領率いる新政権の開始以降民政化が進み、2016年にはアウンサンスーチー氏が率いる国民民主連盟（NLD）が政権を獲得しました。しかし2021年2月に軍事クーデターが発生し、ミン・アウン・フライン国軍総司令官が全権を掌握すると宣言しました。

基本情報

公式名称	ミャンマー連邦共和国	首都	ネーピードー／ネピドー
国土面積	約 68 万 km ² (日本の約 1.8 倍)	人口	5,797 万人 (2023 年時点)
人口増加率	0.8%前後 (2021 年時点)	1人あたりの GDP	1,292(米ドル、購買力平価) (2021 年)
言語	公用語はビルマ語	識字率	93.1%
日本との時差	−2 時間半	通貨	ミャンマーチャット (Kyat)
気候	熱帯気候 酷暑季 (4 月～5 月上旬) 雨季 (5 月中旬～10 月上旬) 乾季 (10 月下旬～3 月)	宗教	仏教 87.9%、キリスト教 6.2%、 イスラム教 4.3%
天然資源	木材や木材製品、銅、スズ、 タングステン、鉄、石油、 天然ガス、翡翠や宝石	主要作物	米、豆類、ゴマ、ゴム、 果物、野菜 等



② ミャンマー人実習生が注目される理由

① 日本で働きたい人がたくさんいる

ミャンマーには就職先がなく、日本に行けば就職先がある

2011年まで軍事政権の支配により鎖国状態だったミャンマーは、経済発展の遅れから、依然として農業国です。2021年の軍事クーデター発生により、欧米から経済制裁を受け、欧米企業や日系企業の撤退が相次いでおり、もはや大卒者であっても就職先がなかなかありません。

その一方で、日本は就職先が潤沢で、さらに技術は先進国の高度なものになるため、日本へ行けば就職ができるだけでなく、高度な技術を学べるメリットがあります。

日本ではミャンマーの30～50倍の月収を稼ぐことができる

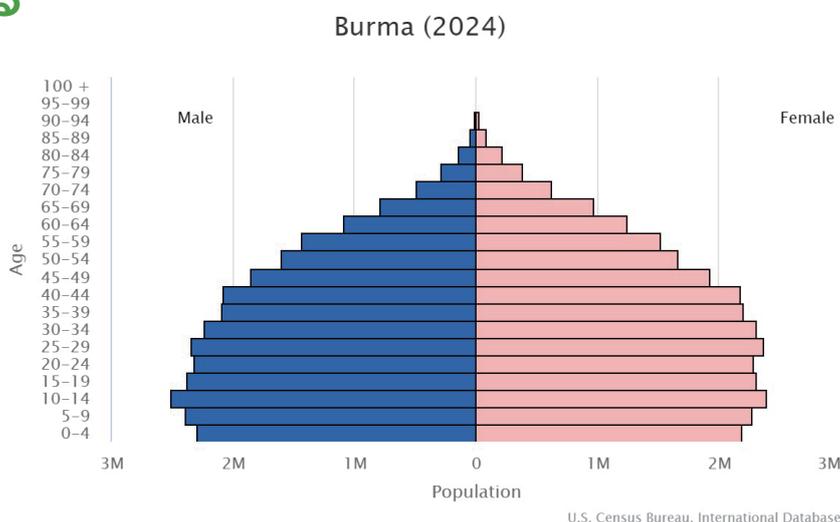
ミャンマー国民の約9割を占める人々は、最大都市のヤンゴンを除く地方に住んでいます。地方で働く人々は給料が非常に安く、日本円で月給5,000円程度という現状です。

2021年の軍事クーデター発生以降、ミャンマーの通貨が暴落し、貨幣価値が対米ドルで3分の1以下の水準に下落しました。国内に産業がほとんどなく、輸入品に頼るミャンマーは物価が急上昇し、クーデター以前の約3倍～5倍と物価が高騰しています。多くのミャンマー人が生活苦と貧困に苦しんでいます。

そのため、ミャンマーで生活することに希望をなくし、海外で働くことを希望する若者が急増しており、就労先として一番人気のある日本で働きたい若者が急増しています。

働き盛りの年代がたくさんいる

現在ミャンマーには、日本に働きに行ける適齢期の人々が約2,000万人います。



② ミャンマー人実習生が注目される理由

② ミャンマー人の国民性

“現世で徳を積めば来世で報われる”という仏教の考え方

国民の9割が敬虔な仏教徒で、“現世で徳を積めば来世で報われる”という考え方を信じています。そのような人々が多いため、ミャンマーでは犯罪が少なく日本並みに治安が安定しています。

そして、ミャンマーの人々は、大変な仕事や人の役に立つ仕事をする＝徳を積むことができるという考えを持っている方が多いため、強い忍耐力と暖かい心をもって仕事に励む姿勢が染みついています。

日本人と近い価値観

ミャンマーの人々は心が純粹で、勤勉で真面目な性格の方が多く、また、年上を敬う文化があるため年功序列を意識する習慣があります。

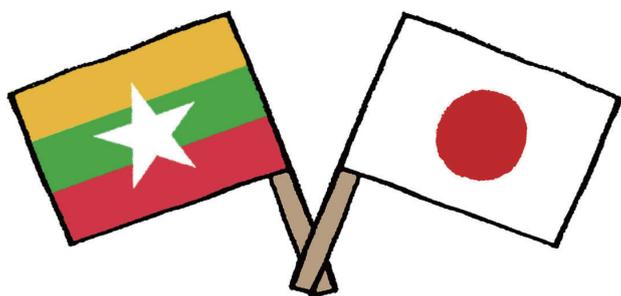
謙譲の精神があり、身勝手な自己主張を避け、協調性のある方が多いため、日本人の価値観に合う国民性だと言えます。

また、初めてミャンマーを訪れた日本人には、ミャンマーの雰囲気や人々に対し「古き良き日本の風景」を思い起こす方が多く、そのことからミャンマーという国そのものが日本と似ているということがわかります。

親日国であり日本を信頼している

2019年に外務省が行った「ASEAN10か国における対日世論調査」によると、ミャンマーにとって「現在重要なパートナーの国」として、日本が最も多い82%の支持を得ました。これは2番目の中国67%、3番目の韓国54%を大きく上回る結果です。

2011年の民政移管後、日本の投資や存在感が増し、ミャンマーでは日本に興味を持つ人が急増しました。日本文化への関心の高まりや、自動車など日本ブランドへの強い信頼から、日本に対して好印象を抱く人が多く存在します。



② ミャンマー人実習生が注目される理由

③ 日本語習得のスピードが速い

日本語とミャンマー語（ビルマ語）は文法が似ている

日本語とミャンマー語（ビルマ語）は、語順がほぼ同じです。一般の外国語は SVO の語順〈主語 (Subject) - 動詞 (Verb) - 目的語 (Object)〉ですが、日本語とミャンマー語は SOV の語順です。また日本語とミャンマー語は両者ともに助詞を使います。

そのため、日本語習得のためには単語を覚えるだけでよいから、ミャンマー人の方は英語や中国語の習得よりも日本語の習得の方が簡単と感じます。

日本語の発音が上手にできる

ミャンマー語は 280 音で構成されており、その中には日本語の 50 音と似ている発音も多数あります。

そのため、ミャンマー人の方は日本語の発音も難なく習得ができる傾向があり、ミャンマー人の方が話す日本語は他国の人材と比較して、とても聞き取りやすいとされています。

日本語が上手に話せることは、職場内でのコミュニケーションに必要不可欠のため、日本で働く人材としてはミャンマーの方が適していると言えます。



④ 学歴が高く、日本語学習能力が高い

クーデター後、大学を中退して日本に行くために日本語を学び始める学生が急増しました。ミャンマーの大学進学率は約 13%。大学進学者はミャンマーのごくわずかなエリートです。元来、外国語上達には勉強量は欠かせません。

彼らは猛勉強をして大学に合格しているので、勉強する意欲が高く、勉強ができる方々です。日本語もきちんと勉強をして、上達スピードがとても早いです。

ですから、日本就労希望者の日本語力が他の国よりも圧倒的に高い傾向があります。

② ミャンマー人実習生が注目される理由

⑤ 中国の次に日本語学習者が多い

ミャンマーでは空前の日本語学習ブームが起きています。2023年にミャンマーで実施された日本語能力試験（JLPT）の応募者が急増し、年間で初めて20万人を突破しました。



詳しくはこちら

⑥ ベトナムなどアジア各国の経済発展

ベトナム人などアジア各国の方々が日本に働きにくる必要性が低下

現在、在留外国人で「永住者」「特別永住者」に次いで3番目に多い「技能実習」の最大の送り出し国であるベトナムが、近年著しい経済発展により、ベトナム国内での給料水準および技術が向上してきました。

そのため、ベトナム人の方は日本に来る必要性がなくなってきている現状があります。今後さらに経済発展が進めば、優秀なベトナム人は自国でいい仕事に就けるようになるため、ベトナムから優秀な人材を受け入れるのは難しくなってくると考えられます。このような傾向は、発展著しいアジア各国で同様に生じつつあります。

⑦ 円安の進行

ミャンマー通貨大暴落、しかしミャンマーから見ると日本は超円高

そして今、急激な円安が進行し、日本は働く国・留学する国としては、アジア各国から見ると魅力がない国になってしまいました。日本に来て給料が以前に比べると3～4割目減りしており「目指す価値がない国」になりつつあります。

一方、ミャンマーだけは別格です。

軍事クーデター発生後、ミャンマー通貨が5分の1の価値に大暴落したため、ミャンマーから見ると日本は「超円高」で、働く国・留学する国として、以前よりも大幅に魅力が増しています。

① ミャンマー・ユニティが選ばれる理由

① 豊富な求職者・透明性のある募集体制

- ブローカーを一切使わず透明性のある募集を実施
- 地方の提携校および自社で求職者を集める募集体制
- 実習生候補に対し手数料以外の費用は徴収せず負担に配慮した費用体系

② 優れた人材から面接選抜可能

- 面接前に事前講習を行いミャンマー・ユニティによる第一次選考を実施
- 受け入れ企業様は第一次選考をクリアした優れた人材から面接選抜可能

③ 世界最高レベルの教育体制

- ミャンマー・ユニティ運営の日本語学校および介護学校を完備
- 通常職種は700時間の日本語学習でN4レベルの日本語習得を目指す
- 介護職種は1400時間の日本語学習でN3レベルの日本語習得を目指す
- 日本語教育は日本人教師による授業を実施し生きた日本語に親しめる環境
- 介護教育は日本人介護福祉士が日本式の介護実技を教育
- 日本での働き方についての指導および生活ルールの指導を実施
- 対話形式で行うオンライン教育の導入で在宅学習の強化

④ 帰国後の実習生へ職業紹介

- 帰国した実習生にはミャンマーの日系企業などへの職業あっせんを無料で実施

⑤ 充実したサポート体制

- 募集から帰国後まで一貫したサポート体制を構築
- 日本駐在サポート部（ミャンマー人は13名が東京、群馬、岐阜、愛知、大阪に常駐
日本人は首都圏14名、新潟1名、岡山1名、愛知1名、福岡1名の合計31名が常駐）
にてサポート実施

② 面接候補者のスクリーニング

ミャンマー・ユニティでは、面接候補者に対し、技能実習制度の基礎知識および日本語での自己紹介や日本のマナーについて事前講義を行います。

そこでの習熟度や受講態度を第一次選考としてチェックし、合格した者のみを受け入れ企業様の面接に参加させています。

ミャンマー・ユニティが面接前の人材育成から行うことで、面接候補者ひとりひとりを理解し、責任をもって良い人材を受け入れ企業様に面接していただける環境を整えています。

これにより、受け入れ企業様は優れた人材の中から面接選抜を可能としています。



1週間コース

現地の提携学校などで日本語学習経験のある候補者

事前講義の主な内容

実習生としての基礎知識

技能実習制度についての基本的な知識を学びます。何のために技能実習を行うのか等、制度について理解することで、正しく技能実習を行う心構えができます。



日本語での自己紹介

日本語での自己紹介や挨拶、日本文化である正しいお辞儀のやり方、話すときは相手の目を見て話すことなどを学び、面接前に日本の礼儀作法を身に着けます。



日本での生活

日本で気をつけること・健康管理・ゴミの処理・食生活・貴重品の管理・交通安全・自転車の規則など、日本で生活するにあたり必要なルールを学びます。



日本事情の知識

四季・時間の概念・挨拶の意味・報連相・掃除・日本の産業現場・食べ物・名所についてなど、日本という国についての基礎知識を学びます。



体力強化

体力強化メニューを実施しています。
男性：腕立伏せ 30回・スクワット 100回
女性：腕立伏せ 10回・スクワット 30回



雇用条件書の知識

思っていた仕事内容・条件と違った等のミスマッチを防ぐため、面接を受ける際、受け入れ企業様から提示される雇用条件書の読み方や給与計算の方法を学びます。



各種能力テスト

ミャンマー・ユニティでは、以下の能力テストを実施しています。これらの能力テストを実施することで、計算能力や集中力・手先の器用さなど、言語だけでない知能の水準を数値で見ることができます。選考における参考データとして受け入れ企業様にご提示しています。

キャッテル CFIT 知能検査

クレペリン検査

四則演算

シール貼り検査

③ UJLAC 日本語学校による日本語教育

『UJLAC 日本語学校』は「企業面接に合格した実習生のみを対象」として開講しています。日本語学習時間をしっかりと確保し、日本人講師によるネイティブな日本語の発音および表現方法を学ぶことで「生きた日本語の習得」を目的としています。

また、日本語のみならず、日本の文化・風習を学び、日本での生活に必要なマナーを習得することで、日本での生活に対応する準備ができる講義内容となっています。

日本人講師によるネイティブな日本語の発音・表現方法を学ぶ

生きた日本語の習得

日本の文化・風習を学び、日本での生活に必要なマナーを習得

日本での生活に対応する準備

独自の教育プログラム【世界最高レベルの教育体制】

- 日本人教師による会話力を重点に置いた指導
- さまざまな試験の実施によるモチベーションの維持
- 日本の生活習慣・文化の指導、5Sの徹底指導
- 授業後の整理・整頓・清掃の指導
- 日本の環境を意識した学習空間
- 1クラス最大15人の少人数制度

一般職種の日本語学習

700時間

の日本語学習

N4レベル

の日本語習得を目指す

介護職種の日本語学習

1400時間

の日本語学習

N3レベル

の日本語習得を目指す

教育における取り組み・事前対策

実習生の心得を指導

テーマ作文の作成

性教育

給与計算試験

日本での目標設定

健康診断

妊娠検査

仕事のミスマッチ防止

保護者へのサポート
および協力関係構築

失踪対策
ディスカッション

帰国後の就職先の紹介

将来ビジョン
設計サポート

政府実施の講習に参加

仕事現場・生活の理解

失踪・難民申請の
実情の理解

④ UKWTC 介護学校による介護実技教育

『UKWCT 介護学校』は「介護事業者面接に合格した実習生のみを対象」として開講しています。介護教育カリキュラムでは、日本式の介護知識および技術を学び、日本の介護現場で通用する人材の育成を行っています。

介護実技の教育は、介護初任者研修や介護福祉士実務者研修で教鞭を執る日本人介護福祉士が監修し、日本の介護現場に適した実技指導を実施しています。

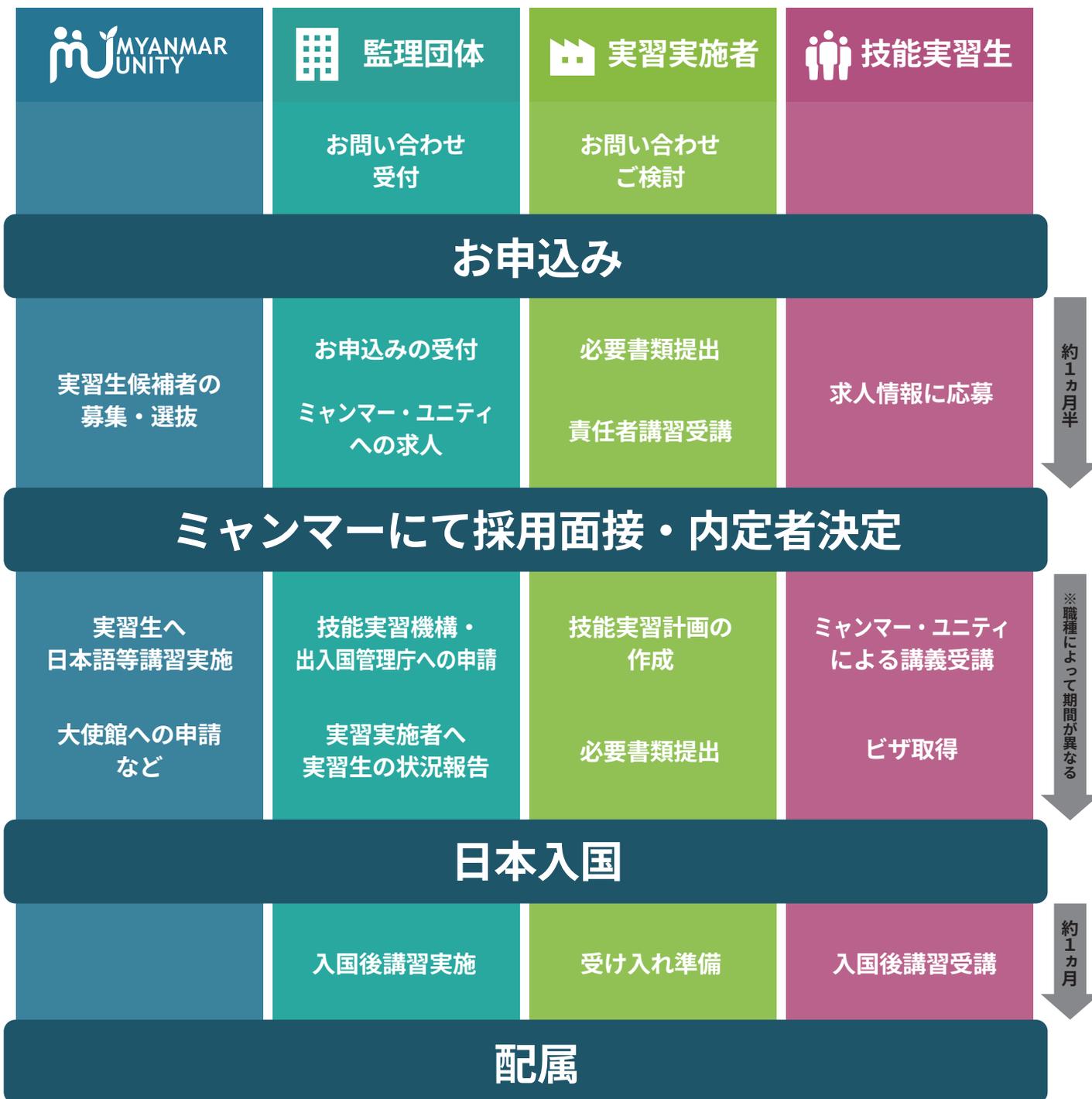


介護教育カリキュラム

① 介護職員としての心構え <ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員の概要 ● 高齢者体験 ● 日本の高齢者施設・サービス 	② 介護業務における基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者主体の考え方・QOL・ADL ● プライバシーの保護・ICF ● 日本の介護保険 	③ 身体のしくみ <ul style="list-style-type: none"> ● 老化の理解 ● 疾病の理解
④ 虐待・感染症・医行為 <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待に関する知識 ● 感染症の予防と対策 ● 介護職員の医行為・終末期ケア 	⑤ 認知症・障害 <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の理解とグループワーク ● 身体障害・精神障害・知的障害 ● ノーマライゼーション ● 障害受容の5段階 	⑥ コミュニケーション・事故対応 <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーション法 ● 受容・共感・傾聴 ● 事故の予防と対応 ● 記録・報告書
⑦ 身体の動き <ul style="list-style-type: none"> ● ボディメカニクス ● 立ち・座りの動作 ● 体位交換・移動 ● ベッドメイキング 	⑧ 移乗 <ul style="list-style-type: none"> ● 一部介助の移乗の方法 ● 全介助の移乗の方法 	⑨ 移動 <ul style="list-style-type: none"> ● 車いす ● 杖歩行 ● 白杖歩行
⑩ 排泄 <ul style="list-style-type: none"> ● 排泄の介助 ● 用具の知識 	⑪ 整容 <ul style="list-style-type: none"> ● 衣服の着脱 ● 身体の整容 	⑫ 食事 <ul style="list-style-type: none"> ● 食事介助の基礎知識 ● 介護食の提供
⑬ 入浴 <ul style="list-style-type: none"> ● 入浴介助の基礎知識 ● 入浴介助の方法 	⑭ 修了テスト <ul style="list-style-type: none"> ● 実際の介護現場を想定してテスト 	⑮ 苦手分野の補修とレクリエーション <ul style="list-style-type: none"> ● 苦手分野の補習 ● 日本のレクリエーション

⑤ 技能実習生受け入れの流れ

ミャンマー・ユニティから技能実習生を受け入れる場合の流れは以下となります。



※内定者決定から日本入国までの所要期間

職種によって講習期間が異なるため、おおよそ以下の所要期間となります。

一般職種 約5～7カ月

介護職種 約11～13カ月

ミャンマー人技能実習生受け入れガイドブック

ミャンマー・ユニティ
ホームページはこちら



ミャンマー・ユニティへの
お問い合わせはこちら



お電話でのお問い合わせ

03-5809-2216

【営業時間】 平日 9:00-12:00/13:00-17:30

ミャンマー・ユニティ発行
2024年11月版